



事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 月 4 日

関係事業者団体の代表者 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて

標記について、一般社団法人仮設工業会から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和56年労働省告示第101号。以下「規格」という。）を具備していない型わく支保工用のパイプサポート（以下「当該パイプサポート」という。）が流通されている旨の情報提供が厚生労働本省になされたところです。

当該パイプサポートは、別紙1のとおり、受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品ですが、規格第5条で定める製造者名、製造年等の表示がないものです。

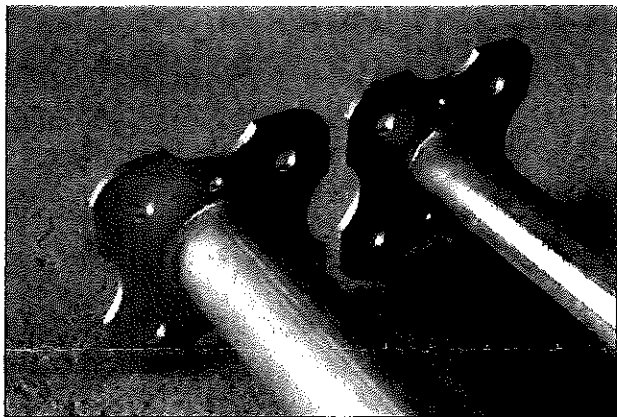
当該パイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において、規格第4条第1項で示されている強度試験等を試みたところ、別紙2のとおり、規格第2条第4号及び第5号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認され、当該パイプサポートの製造者及び流通経路について調査を行っているところです。

当該パイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置（以下「設置等」という。）することは、労働安全衛生法第42条に違反します。

つきましては、貴会傘下の会員に対して、当該パイプサポートを設置等しないよう、また仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）など必要な措置をとるよう、周知方お願い申し上げます。



<別紙1>



- ・ 規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- ・ 受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ。

<別紙 2>

1 パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚の一例 (最大使用長 309cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm 以上				
差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2 mm 以上				

2 強度試験結果 (ナイフエッジによる圧縮試験) の一例 (最大使用長 255cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
強度 [kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0 kN 以上				

※ 今回試験を行ったのは、最大使用長が 255cm 及び 309cm のものであるが、それ以外のサイズのもものが流通している可能性がある。